

嘉麻市嘉穂隣保館改修工事特別仕様書

1. 適用の範囲

この仕様書は、嘉麻市が施工する嘉麻市嘉穂隣保館改修工事に適用し、嘉麻市を(甲)とし工事請負人を(乙)として締結する工事請負契約書に添付するもので、両仕様書間に相違がある場合は特別仕様書を優先する。

また、この仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書によるものとする。

2. 工 事 名 嘉麻市嘉穂隣保館改修工事

3. 位 置 嘉麻市大隈町7 2 2 番地

4. 工 期 契約締結日から令和8年3月10日まで

5. 工 事 内 容 建築、電気設備、機械設備工事（別紙設計書による）

6. 法令の遵守

工事の施工にあたり請負者は、建築基準法及び関係法令、条例、規則等を遵守して行なう。

なお、これらの諸法規の運用及び適用は請負者の負担と責任において行なう。

7. 諸 報 告

(1) 施工計画書

工事着手までに、施工計画書を提出すること。

(2) 安全訓練計画書等

安全訓練計画書、材料承認願い、その他の様式及び提出すべき報告事項は、監督員の指示によるものとする。

(3) 施工、出来型、品質、管理

施工、出来型、品質等の各管理は、県の様式、規定に基づくものとし、竣工日までに作成し、市に提出しなければならない。

(4) 工事写真

「営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」の別添撮影対象表を参考に、工事の内容及び監督員の指示において、必要と思われる内容等を適宜撮影すると共に、第三者に対し、的確でわかりやすい写真を撮るよう心がけること。

(a) 乙は工事竣工日までに、着工前及び工事中の記録写真並びに完了写真を作成し市に提出しなければならない。

(b) 当該工事が完了後において検査することが困難、または、不可能と思われる工事の部分、もしくはその工事自体が特殊なものに対しては、それらの工事の施工期間を通じ

て、施工方法及び出来上がりの状態が明確に認識出来るもの(カラー写真)でなければならない。

(c) 撮影にあたっては、リボンテープ、箱尺等により、被写体の寸法、大きさが識別出来るようしなければならない。

(d) 着工前・完了写真は、見開きでの左右対応とし、可能な限り同じ場所、角度で撮影すること。施工状況写真は工種毎に施工順序に従って貼り付け、工事名、場所及びその他関連事項を記載しなければならない。

8. 官公署への手続き

工事施工のために必要な関係官公署、その他に対する手続きは、乙において迅速に処理した後でなければ施工してはならない。

9. 用地

(1) 乙の手配する用地

工事に必要な諸用地について、土地を使用する場合は、乙の負担において用地を調達しなければならない。

(2) 用地の返還

乙は、使用した用地について、工事終了後土地所有者との約束を遵守し返還し、甲に迷惑をかけてはならない。

10. 安全対策

(1) 施設開館中での作業となるため、監督職員と工事内容及び作業時間について綿密な調整を行い、施設利用者へ配慮するとともに、来館者及び職員の安全を確保すること。

(2) 工事に伴う影響を最小限に抑える努力をすること。特に会議、交流教室等の施設利用中の工事施工による騒音、振動、粉じんについては、関係法令を遵守し、慎重に作業を行い万全を期するものとする。また、工事を円滑にできるように必要な工事状況の説明及び調整を十分行うこと。

(3) 工事施工にあたっては、安全対策（安全帯・ヘルメット着用等）を図り、工事を行うこと。また、工事期間の現地への訪問者等には、十分に配慮すること。

(4) 工事看板の設置場所は、車からの視界を阻害しないように配置し、風により転倒しないように固定すること。迂回看板を設置する場合は通行者、利用者に分かるように設置すること。

(5) 本工事の施工に当って請負者は、第三者損害に対する配慮はもとより、騒音・振動等、埋設物（給水・電気他）、その他近隣周辺の安全に対して十分配慮し施工すること。なお、事故や損害・苦情等が発生した場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

11. 工事着手前及び工事施工中の措置

- (1) 工事着手前においては、事前に監督職員及び地元関係者に対し工事工程を協議のうえ決めること。
- (2) 道路及び施設を汚すことのないよう十分留意すること。なお、汚れたときには、直ぐに清掃を行なうこと。
- (3) 請負者は次の書類を現場に備え付け、委託者及び工事監理者から提示の要求があった場合は直ちに提示出来るよう整理しておくこと。

ア 設計図書

イ 工事工程表、実施工程表

ウ 施工計画書

エ 施工図、製作図、加工図等

オ 会議及び打合せ記録

カ コンクリート調合計画書・試験等に関する書類

キ 各使用仕上げ材料・見本品等

ク その他必要な書類

- (4) 設計図書等に記載ない場合においても本工事施工と一体不可分な施工があれば、当該工事で行うものとする。なお、細部については、委託者及び工事監理者と協議し指示を得ること。

12. その他

- (1) 準備及び後片付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。
- (2) 工事監理業務については別途業者に委託するので、協議の上調整すること。また、法令等を遵守し、委託者に提出する工事監理上の書類については、工事監理者経由で提出し、関係官庁への諸手続きなど必要な手続きについては、委託者及び工事監理者へ確認の上、請負者で行うこと。
- (3) 当該工事は、補助事業に伴う工事であり、会計検査受験対象である。会計検査受験の際は立会を求める。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、工事監理者を經由して監督職員へ報告し、協議のうえ決定する。
- (5) 本工事は、施設開館中での施工となるため施設利用者、来館者及び職員への安全対策、動線確保、資材の移動等には十分配慮し施工を行うこと。

13. 監督職員

嘉麻市 人権・同和対策課 嘉穂隣保館 山口直樹

TEL 0948-57-0032 FAX 0948-57-0036